



Weekly 第192号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース(ダイジェスト版)をお届けします。今週号は2021(令和3)年2月8日(月)14日(日)までの1週間。計2枚。**赤字は重要ニュース**。詳細は厚生労働省や関係団体のウェブサイトなどで確認してください。「推進協ウェブサイト」で過去分を読めます。

■緊急事態宣言、週内の解除見送り 政府「時期尚早」(2月8日)

政府は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言(10都府県)について「新感染者は減少傾向にあるが、病床のひっ迫が続いており、今週内の解除は時期尚早」として解除を先送りした。

■「まん延防止措置」を規定 違反に罰則 政令を閣議決定(2月8日)

政府は新型コロナウイルス感染症対応の改正特別措置法(特措法)の運用を定める政令を閣議決定した。緊急事態宣言を解除した後でも(解除前でも)営業時短などを命令し、罰則を科せる「まん延防止等重点措置」を規定した。違反は20万円以下の過料(参照、宣言違反は同30万円以下)。

■1瓶あたり1回分目減り 国内の注射器では6回は無理(2月9日)

加藤勝信官房長はファイザー社製ワクチンについて「1瓶あたりの接種回数が1回分減り、5回になる」と発表した。6回接種するには特殊なシリンジ(注射器)が必要だが、国内で特殊シリンジを確保するのが困難なため。1回分減ると、当初、確定する予定の1億4400回(7200万人)分が1億2000回(6000万人)分に目減りする。

■「役員報酬への充当は認めない」社福連携法人の貸付(2月9日)

第3回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会は、貸付業務の在り方などを協議した。貸付金の使途について「社会福祉事業の継続に最低限必要な使途かつ返済が見込まれるものとし、貸付先の役員報酬に充てることは認めない」などとした。

■非正規が微増 全労働者の41%占める 19年就労形態調査(2月12日)

厚労省の「就業形態の多様化に関する総合事態調査」(2019年10月1日時点)によると、非正規社員労働者は労働者全体の41.3%を占め、前回(14年時点)より1.3%増えた。非正規の約6割をパートタイマーが占めている。

■介護施設全職員の検査実施へ 政府対策本部が決定（2月12日）

政府の新型コロナウイルス対策本部は緊急事態宣言下にある10都府県以外の37道県に対し、クラスター発生防止のため介護施設の全職員を対象に3月末までに検査を実施するよう要請することを決めた。

■改正特措法・施行「客の居直り」理由にならず（2月13日）

新型コロナウイルス対応の改正特別措置法が施行された。緊急事態宣言に準じる「まん延防止等重点措置」を新設。同日、政府は営業時間短縮や命令、過料などの手続きについて都道府県知事に通知した。通知の中で違反とならない「正当な理由」を例示。食料など住民の生活維持に必要な場合などは対象外だが、経営悪化や客の居座りなどは理由にならないとした。

■ファイザー・ワクチン承認 17日にも医療従事者の接種開始（2月14日）

厚労省は米ファイザー社の新型コロナウイルス感染症ワクチン（販売名・コミナティ筋注）の製造販売を特別承認した。17日にも医療従事者の先行接種（新型コロナ感染対応の医療機関、約1～2万人）を開始する。3月以降、供給状況をみながら①その他の医療従事者（約400万人）②高齢者（約3,600万人）③基礎疾患のある人（約820万人）④高齢者施設などの従事者（約200万人）⑤60～64歳（約750万人）⑥その他の人一の順に接種する。④の高齢者施設職員はクラスター発生防止のため前倒して入居者との同時接種も可。